

長 崎 県 警 察

新型インフルエンザ等対応業務継続計画

長 崎 県 警 察 本 部

作成 平成28年 3 月17日

改正 令和 4 年 3 月28日

目 次

第 1	総則	1
1	計画の目的	1
2	実施方針等	1
3	被害想定	1
第 2	実施体制	2
1	未発生期における体制	2
2	国外発生期における体制	2
3	国内発生早期における体制	2
4	国内感染期における体制	3
第 3	発生時継続業務等	3
1	業務継続の基本方針	3
2	強化・拡充業務	3
3	一般継続業務	4
4	縮小・中断業務	4
第 4	業務継続のための執務体制の確立	4
1	新型インフルエンザ等発生時の執務体制	4
2	人員計画	5
3	職員等の感染状況の把握	8
第 5	業務継続のための執務環境の整備	8
1	庁舎管理及び物資等の確保	8
2	情報通信の確保	9
3	医療体制の確保	9
第 6	感染防止の徹底	10
1	個人及び家庭での感染予防	10
2	職場における感染拡大防止策	10
3	発症者等への対応	10
4	来庁者への対応	11
第 7	業務継続計画の発動等	11
1	業務継続計画の発動	11
2	状況に応じた対応	12
3	通常体制への復帰	12
第 8	業務継続計画の維持・管理等	12
1	公表・周知	12
2	教育・訓練	12
3	点検・改善	12

第1 総則

1 計画の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、発生時には、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的影響が生じると懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これに対し、長崎県警察では、「長崎県警察新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成26年3月17日。令和4年3月28日一部改正。以下「県警察行動計画」という。）を策定したところであるが、新型インフルエンザ等の流行時には、その感染力の強さから、職員及びその家族（以下「職員等」という。）の健康被害は避けられず、最大40%の欠勤者が出るのが想定されており、あらかじめ被害想定を踏まえた業務継続計画を策定しておく必要がある。

これまで、長崎県警察においては、「長崎県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画」（平成28年3月17日。令和元年5月10日一部改正。）に基づき新型インフルエンザが発生した場合に備え、各種対策を推進してきたところであるが、引き続き、新型インフルエンザ等の発生時においても、限られた人員の中で、その機能を維持し、必要な業務を継続できるよう、その実施体制や発生時における継続業務等を定めるものである。

2 実施方針等

(1) 業務継続計画の実施方針

この計画の実施に当たっては、長崎県警察本部（以下「本部」という。）各所属及び各警察署が連携を密にして一体的な活動を行うとともに、知事部局等関係機関とも連携し、的確に業務を推進する。

(2) 長崎県公安委員会への報告等

この計画の実施に当たっては、時機を逸することなく長崎県公安委員会に報告し、新型インフルエンザ等の流行時には、長崎県公安委員会の管理の下、その権限に属させられた事務の迅速かつ適切な実施に努める。

3 被害想定

この計画の被害想定は、政府の新型インフルエンザ等対策政府行動計画で示された被害想定（表1参照）に基づき策定する。ただし、新型インフルエンザ等の流行の規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザ等

の病原性、感染力等に左右されるものであることから、新型インフルエンザ等の発生時には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する。

表1 人的被害等想定

人的被害等想定	
発症率	全人口の25%がり患
医療機関の受診者	全国：約1,300～2,500万人
死亡者	○ 中等度（アジアインフルエンザレベル）上限約17万人（致死率0.53%） ○ 重度（スペインインフルエンザレベル）上限約64万人（致死率2.0%）
流行状況	○ 各地域ごとの流行期間は約8週間（ピークは約2週間） ○ り患者は1週間から10日間程度り患
欠勤率	ピーク時にり患して欠勤する職員の割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、り患した家族の看病等も含めると、職員の最大40%程度が欠勤

第2 実施体制

1 未発生期における体制

未発生期には、「長崎県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱の制定について」（令和元年5月8日付け崎備（災）第45号ほか）により設置された長崎県警察新型インフルエンザ等対策委員会において、新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、各種対策を推進するとともに、必要に応じて、この計画の見直しを検討する。

2 国外発生期における体制

新型インフルエンザ等が国外で発生した場合には、「長崎県警察新型インフルエンザ等対策本部等の設置基準について」（令和4年3月16日付け崎備（危）第12号。以下「設置基準」という。）に定めるところにより「長崎県警察新型インフルエンザ等連絡室」（以下「連絡室」という。）を設置し、国内発生に備えた準備を行う。

3 国内発生早期における体制

国内発生早期（国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態をいう。以下同じ。）においては、設置基準に基づく連絡室又は「長崎県警察新型インフルエンザ等対策室」（以下「対策室」という。）を設置し、この計画で定められた事項を実施する。

4 国内感染期における体制

国内感染期（国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態をいう。以下同じ。）においては、設置基準に基づく対策室又は「長崎県警察新型インフルエンザ等対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置し、国内発生早期に引き続き、警察庁及び知事部局などと連携を図り、事態の対処に当たる。

国内感染期には、多くの職員が欠勤することが考えられるため、この計画で定められた事項を実施できるよう適宜適切な人員配置に努める。

第3 発生時継続業務等

1 業務継続の基本方針

長崎県警察は、新型インフルエンザ等の発生時（以下特段の記述のない限り、「発生」とは国内における発生のことをいう。）においてもその機能を維持するため、新型インフルエンザ等の発生により新たに生じ、又は業務量が増加する業務及び緊急に対応する必要がある業務（以下「強化・拡充業務」という。）を優先業務とするとともに、治安の確保のために縮小し、又は中断することが適当でない業務（以下「一般継続業務」という。）は継続する（以下両者を合わせて「発生時継続業務」という。）こととし、その他の業務（以下「縮小・中断業務」という。）は縮小し、又は中断する。

2 強化・拡充業務

県警行動計画で取り組むこととしている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに生じ、又は業務量が増加するもの及び新型インフルエンザ等の発生に伴い緊急に対応する必要があるものを強化・拡充業務とする。

主な強化・拡充業務は、県警行動計画において、国内発生早期又は国内感染期に実施することとされている次の事項とする（県警行動計画第4章及び第5章参照）。

- 国内発生早期
 - ・ 実施体制の確立
 - ・ 感染対策
 - ・ 水際対策の支援
 - ・ 医療活動の支援
 - ・ 社会秩序の維持
 - ・ 緊急事態措置に対する支援等
 - ・ 重点的感染拡大防止策の支援
- 国内感染期

- ・実施体制の確立
- ・感染対策
- ・水際対策の支援
- ・医療活動の支援
- ・多数死体取り扱いに当たっての措置
- ・社会秩序の維持
- ・緊急事態措置に対する支援等

3 一般継続業務

(1) 一般継続業務

個人の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に必要な業務であって、一定期間縮小し、又は中断することにより、治安や国民生活・経済活動に重大な影響を与えるため、まん延期であっても、業務量を大幅に縮小することが困難なものを一般継続業務とする。

また、新型インフルエンザ等による被害は、長期化することが考えられるため、組織の維持に必要最低限求められる業務及び発生時継続業務を行うための環境を維持するための業務も一般継続業務とする。

主な一般継続業務は、別表1「業務の仕分け」のとおりとする。

(2) 一般継続業務についての留意事項

一般継続業務の実施に当たっては、感染拡大をできるだけ阻止するため、次の3点について留意する。

- 一般継続業務であっても、その緊急性及び必要性を検討し、早急に対応が必要でないものは縮小し、又は中断する。
- 業務内容や作業手順を精査し、より少ない人員で短時間かつ効率的に実施できるよう工夫する。
- 許認可等の窓口業務や運転免許関連事務等、感染リスクのある業務に関しては、可能な限りで感染リスクの低い実施方法を考慮する。

4 縮小・中断業務

(1) 縮小・中断業務

緊急に実施することが必須ではなく、一定期間大幅な縮小又は中断が可能な業務及び積極的に中断すべき業務を縮小・中断業務とする。

主な縮小・中断業務は、別表1「業務の仕分け」のとおりとする。

(2) 縮小・中断業務についての留意事項

縮小・中断業務であっても、緊急に対応する必要があると認められる場合には、人員配分を調整の上、適切に対応する。

第4 業務継続のための執務体制の確立

1 新型インフルエンザ等発生時の執務体制

(1) 指揮命令系統の明確化

ア 幹部の感染リスクを低減するための方策

意思決定権者である幹部の感染リスクを低減するため、新型インフルエンザ等の発生時には、決裁の簡略化、対人距離の確保等の措置を講じる。

イ 幹部がり患した場合の対応

(ア) 代決

新型インフルエンザ等の発生時に、業務上の意思決定権者である幹部がり患するなどにより出勤が困難となった場合には、「長崎県警察の決裁に関する訓令」（平成30年長崎県警察本部訓令第4号）第9条から第12条に規定する代決を行う。

(イ) 電話等による報告

意思決定権者である幹部がり患し、外出自粛の要請を受けた場合には、必要に応じて電話・FAX等により本来の意思決定権者に報告する。

(2) 業務継続実施責任者等

ア 業務継続実施責任者

本部各所属及び各警察署に業務継続実施責任者を置き、その長をもって充てる。

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の発生時に発生時継続業務を的確に継続するため、この計画に定められた業務を行う。

イ 業務継続実施副責任者

本部各所属及び各警察署に業務継続実施副責任者を置き、政策調整官、管理官、次席調査官、次席、副隊長、副校長及び副署長をもって充てる。

業務継続実施副責任者は、業務継続実施責任者を補佐し、業務継続実施責任者に事故があるときは、その業務を代行する。

(3) 感染防止従事責任者

本部各所属及び各警察署に感染防止従事責任者を置き、政策調整官、管理官、次席調査官、次席、副隊長、副校長及び副署長をもって充てる。

感染防止従事責任者は、新型インフルエンザ等の発生時に職員の感染をできる限り防止するため、職員の健康管理及び感染予防並びに職場内における感染拡大防止に関する業務を行う。

2 人員計画

業務継続実施責任者は、別表1「業務の仕分け」に基づき、あらかじめ各所属単位で発生時継続業務及びそれを実施するために最低限必要な人員を把握するとともに、業務の縮小又は中断により発生時継続業務に配分で

きる人員を把握し、人員計画を作成する。また、新型インフルエンザ等の発生時には、業務継続実施責任者は、人員計画を円滑に運用するとともに、感染リスクを軽減させる方策をとる。

(1) 人員計画の作成等

ア 業務継続実施責任者は、別表2「人員計画」を作成する。人員計画では、職員の40%が欠勤することを前提とした上で、発生時継続業務を継続するために必要な人員を所属内で配分する。この際に業務継続実施責任者は、次の2点に留意する。

- 専門知識が必要な業務に当たる職員の有無を確認し、該当する職員がいる場合は、その代替職員又は代替方法についてあらかじめ決めておく。
- 家族の看病等により出勤が困難になる可能性がある者を把握する。また、業務継続実施責任者は、(3)に掲げる感染リスクを軽減するための勤務体制を検討するものとする。

イ 業務継続実施責任者は、人員計画を作成した際は、当該計画を警備課に送付する。人員計画を変更した場合も同様とする。

(2) 人員計画の運用

ア 未発生期

業務継続実施責任者は、発生時継続業務に必要な人員を把握するとともに、業務の縮小又は中断により発生時継続業務に配分できる人員を把握する。

業務継続実施責任者は、各業務資料の整理と共有化を図り、発生時継続業務を担当する職員が欠勤した場合でも、他の職員が速やかに業務を引き継ぎ、継続できるよう教育・訓練を実施する。

イ 国外発生期

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等が国外で発生した場合には、発生時継続業務、必要人員等を確認し、国内発生に備えて、具体的な人員配分等を検討する。

ウ 国内発生早期

業務継続実施責任者は、速やかに人員計画に定められた体制への移行を検討し、職員に対し、人員計画に定められた体制に移行した後に担当すべき業務を指示する。

エ 国内感染期

業務継続実施責任者は、国内発生早期に引き続き、発生時継続業務を確実に実施する。

なお、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて必要がある場合には、体制、任務等の見直しを適宜行う。

オ 留意事項

業務継続実施責任者は、国内発生早期又は国内感染期には、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、感染防止従事者とともに、長時間労働による過労や精神的ストレス等により職員が健康を害することにならないよう留意する。

(3) 感染リスクを軽減する勤務体制

ア 出勤方法

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の発生時には、公共交通機関における感染リスクが高まることから、その発生状況等を勘案し、以下の出勤方法をさせるなど、通勤途上における感染リスクを減らすため、必要に応じ、

- 徒歩又は自転車による出勤
- 時差出勤

を行わせることを検討する。

イ 勤務形態

業務継続実施責任者は、職場で発症者が出た際に濃厚接触者の数を減少させるため、必要に応じ、班を編制し、時差出勤を活用して班ごとに勤務時間を指定する班交替制勤務の導入等を検討する（表2参照）。

表2 班交替制勤務の例

	A 班	B 班
初動（1週間目）	6:30～15:30	15:30～24:00
2週間目	15:30～24:00	6:30～15:30
3週間目	6:30～15:30	15:30～24:00
...

ウ 勤務場所

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等が発生し、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に定める緊急事態宣言が出され、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、同法第45条第1項に基づき、長崎県知事から住民に対し、期間及び区域を定めて、必要な場合を除きみだりに外出しないこと等の協力

要請があった場合等において、状況に応じ、勤務場所を職員の自宅近くの警察署等に変更することを検討する。

エ 勤務環境

業務継続実施副責任者は、執務室内を整頓するとともに、新型インフルエンザ等の発生状況等を勘案の上、可能な限り対人距離をとれるよう机を配置し、また、職員にマスクを着用させるなど、感染拡大防止措置を講じる。

3 職員等の感染状況の把握

新型インフルエンザ等の発生時には、職員等における新型インフルエンザ等の感染状況を把握するものとし、その手順については、次のとおりとする。

- 新型インフルエンザ等の発生が確認された後、職員等は、朝、自宅で検温し、発熱がみられないことを確認するとともに、インフルエンザ様症状がある場合は、帰国者・接触者相談センター、保健所等に設置された相談窓口（以下「帰国者・接触者相談センター等」という。）に連絡を入れ、相談する。
- 職員等が、帰国者・接触者相談センター等において、帰国者・接触者外来、指定医療機関等（以下「帰国者・接触者外来等」という。）での受診を指示され、診察の結果、新型インフルエンザ等の疑いがあると診断された場合には、職員は、速やかに所属の感染防止従事責任者に報告する。
- 感染防止従事責任者は、職員からの報告を受けたときは、速やかに警務部厚生課（以下「厚生課」という。）に報告する。

第5 業務継続のための執務環境の整備

1 庁舎管理及び物資等の確保

(1) 庁舎管理

職場内において職員が新型インフルエンザ等を発症した場合には、帰国者・接触者センター等と連携し適切に対応する。また、流行時には通勤時の感染リスクの軽減のため、本部大会議室、警察署講堂等を職員の宿泊場所とし、宿泊以外の利用を制限する。

その他、必要が認められた場合には、共用施設の利用を制限する。

(2) 物資等の確保

ア 対象事業者の把握

発生時継続業務に必要な物資の提供及び各種システムの保守に係る事業者並びに当該事業者が事業を継続することが困難になった場合の代替業者を把握する。

なお、当該事業者に対しては、業務の継続に関する調整及び要請を行う。

イ 被留置者の食事の確保

被留置者の食事の契約業者に対し、業務継続についての協力を要請する。また、当該契約が業務を継続することが困難となった場合に備え、代替事業者をあらかじめ把握し、代替措置を準備する。

ウ 備蓄食料の管理

警務部会計課（以下「会計課」という。）は、新型インフルエンザ等の発生時において食料が入手困難となる場合に備え、備蓄食料の適切な管理を図る。

エ 感染防護資機材・消耗品等の確保

会計課は、感染防護資機材の適正管理に努めるとともに、関係所属は会計課と相互に調整を図り、業務継続に必要な消耗品等の確保に努める。

2 情報通信の確保

(1) 通信の確保

九州管区警察局長崎県情報通信部（以下「情報通信部」という。）と連携して、対策本部等や各種事案発生時において必要な通信を円滑に確保するため、情報通信部との連絡担当者及びその代替職員を複数指名する。また、関係事業者等との連絡要領や窓口を業務マニュアル等で明確化し、代替職員以外の職員にも広く周知しておくなど、担当職員の不在の場合においても迅速な対応ができる体制の確保を図る。

(2) 情報システムの維持

各種情報システムを適切に運用するため、当該システムの維持管理を担当する職員の不在に備えた業務マニュアルの作成、各種情報システムの操作方法の教養等について、当該システムを設置し運用する主管課に依頼する。また、各種情報システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、新型インフルエンザ等発生時においても早期に障害から復旧できるよう、日頃から関係事業者等との連絡体制の整備に努めるなど、障害発生時に迅速な対処ができる体制の確保を図る。

3 医療体制の確保

厚生課は、帰国者・接触者相談センター等の設置状況を確認し、職員等へ周知するとともに、職場に新型インフルエンザ様症状を有する者（以下「職場内発症者」という。）が出た場合及び被留置者が新型インフルエンザ様症状を有する者となった場合に備え、職場内発症者の受診方法、医薬品の備蓄等について調整する。

第6 感染防止の徹底

1 個人及び家庭での感染予防

(1) 基本的な感染防止対策

職員等の基本的な感染防止対策は、次のとおりとする。

- 咳エチケット、手洗い及びうがいを徹底する。
- 外出に当たっては、人混みをなるべく避け、混み合った場所、特に、屋内や乗り物など換気が不十分で閉鎖的な場所に入るときには、マスク（不織布製）を着用するよう努める。
- マスクについては、いつでも着用できるように準備し、咳、くしゃみ、鼻水等の症状がみられた場合は、速やかに着用する。

(2) 感染予防の周知徹底

厚生課は、新型インフルエンザ等感染予防のための基本的措置について、具体的に記載した資料を配付するなどにより、職員等に対する周知を徹底する。

2 職場における感染拡大防止策

職場における感染拡大防止を徹底するため、次の措置をとる。

- 職員は、出勤前に検温し、発熱等の新型インフルエンザ様症状がみられた場合、いかなる理由があっても出勤しないものとする。
- 庁舎入口等に設置する消毒剤により、必ず手指消毒を実施する。
- 庁舎入口においてマスク着用を促す。
- 職場における手洗い、うがいを励行し、咳エチケットを徹底する。
- 消毒に必要な消毒剤等を配備しておく。
- 机のレイアウトの変更やパーティションの設置等により対人距離を保持する。
- 食事時間に時差を設ける。
- 対面による会議を極力避け、電話会議等を実施する。

3 発症者等への対応

(1) 発症者が出た場合の措置

職場内に発症者が出た場合の措置は、次のとおりとする。

- 感染防止従事責任者は、発症者が出た旨を、速やかに厚生課に報告するとともに、発症者及び発症者と濃厚接触した職員にマスクを着用させる。
- 発症者の対応に当たる職員については、感染防護資機材を着用させる。
- 感染防止従事責任者は、各所属で隔離室を指定し、発症者が出た場合は速やかに隔離室に移動させ、帰国者・接触者相談センター等

の指示に従い、帰国者・接触者外来等へ搬送する。

- 消毒剤等を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等発症者が触れた可能性のある箇所の消毒を実施する。
- 発症者と濃厚接触した職員については、帰国者・接触者相談センター等の指示に従い対応する。

(2) 職員の発症等に関する休暇の取扱い

ア 新型インフルエンザ等の症状を呈する場合

病気休暇を取得する。

イ 濃厚接触者として外出自粛等の要請を受けた場合

特別休暇を取得する。

ウ 保育所の臨時休業等による子等の世話のため出勤ができない場合

原則として、年次休暇を取得する。

エ 休暇取得の指導

感染防止従事責任者は、ア又はイに該当する職員を認知した場合には、それぞれに該当する休暇を取得するよう指導する。

4 来庁者への対応

(1) 入庁管理

新型インフルエンザ等の発生時には、庁舎内における感染拡大を防止するため、来庁者に対し、庁舎入口における手指消毒及びマスク着用を促す。また、発熱等の症状を有する者の入庁を制限する。

(2) 庁舎利用の制限及び面談場所等の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、各種業務を継続するために必要な庁舎内施設の利用制限を行い、会議室を来庁者との面談場所に指定するなど、庁舎内における感染の拡大防止に努める。

(3) 事業者への要請

庁舎の機能維持に必要な清掃、各種設備の保守・点検等を行う事業者に対し、業務継続に向けた協力を要請する。

第7 業務継続計画の発動等

1 業務継続計画の発動

原則として、政府の新型インフルエンザ等対策本部が国内発生早期を宣言した場合には、対策本部会議を開催し、速やかに人員計画に定められた体制等に移行する。この場合には、警察庁と緊密な連携を図る。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階であり、発生した新型インフルエンザ等の重篤性、感染力等が明らかでない場合であっても、発生時継続業務以外の業務で感染リスクの高いものは早期に縮小し、又は中断し、感

染リスクを軽減していく。

2 状況に応じた対応

業務継続実施責任者は、事態の進展に応じ、この計画に沿って、人員体制等を変更する。その際、業務継続実施責任者は、業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、所属内において、又は関係所属と必要な調整を行う。

3 通常体制への復帰

原則として、政府の新型インフルエンザ等対策本部が小康期に入ったことを宣言した場合には、通常体制への復帰を決定する。

小康期に入った後も、流行の第二波、第三波が来る可能性があることから、状況に応じ、感染防止策を継続する。

第8 業務継続計画の維持・管理等

1 公表・周知

この計画は公表する。また、長崎県警察のウェブサイトに掲載するなどにより、この計画について県民の理解を求めることとする。

2 教育・訓練

業務継続実施責任者は、職員に対し、新型インフルエンザ等の発生時の対応について周知するとともに、定期的に教育・訓練を行う。

訓練を行うに当たっては、欠勤率が高まった場合の対応や職場内発症者が出た場合の対応等について業務継続計画を確認し、改善点等の課題を分析する。

3 点検・改善

新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合、県警行動計画が改正された場合、訓練等を通じてこの計画の問題点が明らかになった場合等には、必要に応じ、この計画の改正を行う。

業務継続実施責任者は、職員の異動状況を踏まえ、人員計画の必要な修正を行う。